

令和5年10月吉日

インボイス発行事業者の皆様

桜井税務署  
公益社団法人桜井納税協会  
桜井税務署管内商工会

## 消費税の確定申告に関するご案内

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。

従前から消費税の免税事業者であった方が令和5年10月1日からインボイス発行事業者となった場合は、登録日である同日以降の売上げ等について消費税の確定申告が必要となります。

消費税の申告に当たっては「課税取引金額計算書」を作成しておく、スムーズに確定申告書が作成できます。

消費税の確定申告の作成について下記のとおり説明会を開催しますので、是非、ご参加ください。

受講に当たっては「申込制」とさせていただきますので、早めにお申し込みください。

### 記

1. 日 程 令和5年12月13日（水）午後1時30分～午後4時00分まで
2. 会 場 桜井市商工会館3階会議室（〒633-0063 桜井市大字川合260番地の2）
3. 講 師 桜井税務署 担当官
6. 申込期限 12月8日（金）
7. 申 込 先 公益社団法人 桜井納税協会  
TEL 0744-43-3505 FAX 0744-42-2149
8. そ の 他 お申込み頂いた方に「受付表」を郵送します。  
※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況により日程が変更になるか又は中止になることがありますので予めご了承下さい。

FAX 0744-42-2149

公益社団法人 桜井納税協会 宛

令和5年 月 日

### ◆ 消費税確定申告説明会申込書 ◆

住 所	〒
事 業 所 名	(TEL — — )
ふりがな 受講者氏名	

※ ご記入いただきました個人情報につきましては、本講習会の業務のみに使用いたします。